# 特定建設作業実施届出の手引

# (横浜市電子申請・届出システム用)



## 目 次



はじめに 建設公害の防止について

・・・1 ページ

第一章 特定建設作業実施の届出について

1 建設工事の注意事項

…2ページ

2 特定建設作業

…3~5ページ

3 届出要領

…6~7ページ

第二章 電子届出の利用について

1 電子届出を行うための準備

…8~9ページ

2 電子届出の手順

…10~23ページ

【付録1】騒音・振動の大きさのめやす

…24 ページ

【付録2】騒音計・振動計の貸出しについて

…25 ページ

令和 6年 4月 横浜市みどり環境局 大気・音環境課

# はじめに

### 建設公害の防止について

横浜市は、港湾都市、工業都市及び住宅都市など、様々な性格をもった都市として発展してきま したが、一方では様々な環境問題を抱えています。

なかでも、建設工事に伴う騒音や振動は、工法及び建設機械が改良されたとはいえ、依然として 市民の生活環境に大きな影響を及ぼしており、毎年多数の苦情が寄せられています。

騒音規制法及び振動規制法では、建設工事のうち「特定建設作業」を定め、騒音・振動の規制基準、作業時間の制限等を設けています。

また、横浜市を「快適な生活環境」とするために、工事関係者には、これら法律の規定を単に遵守するにとどまらず、規制の対象、対象外を問わず、より積極的な防音・防振対策に取り組むことが求められています。





国土交通省指定「超低騒音型建設機械」「低騒音型建設機械」に添付されるステッカー 超低騒音型('97 基準値)、低騒音型('97 基準値)のステッカーがあるものは環境大臣が指定するものと同じです。(特定 建設作業実施届出は不要です。)

# 第一章 特定建設作業実施の届出について

### 1 建設工事の注意事項

横浜市に寄せられる騒音苦情のうち37%、振動苦情のうち64%が建設作業によるものです(令和3年度)。その内容を見ると、特定建設作業はもとより二ブラ等の圧砕機、コンクリート打設作業、ダンプカーの出入等、騒音規制法及び振動規制法の対象外作業の割合も高くなっています。

建設工事にあたっては、騒音等の公害を未然に防止する観点から、次の事項に留意のうえ、さらに徹底した公害防止対策を実施してください。

- (1) 工事施工の計画段階で、現場周辺の現況等を調査のうえ、積極的に低騒音・低振動の工法 や建設機械、防音パネル・シートの採用に努めてください。
- (2) 工事の施工にあたっては、事前に周辺住民に対して漏れのないよう工事の概要、作業時間、 騒音・振動対策等について説明し、理解を得られるよう努めてください。また、特に著しい 騒音・振動が発生する作業を実施するときは、あらためて説明してください。
- (3) 周辺住民に対しては、苦情処理の責任者を明確にし、苦情には迅速・適確に対応してください。
- (4) 騒音・振動を伴う作業は、日曜日、祝日等の休日及び早朝、夜間には、原則として行わないでください。
- (5) 建設工事の従事者に対しては、騒音等の公害を防止するよう周知徹底を図ってください。 下請業者が作業を実施する場合は、騒音・振動対策の指導を徹底してください。
- (6) 工事期間中は、粉じん等の飛散を防止するため、散水・覆い等を施すとともに、事故防止 のため関係者以外の立ち入りができないような処置を講じてください。
- (7) 周辺住民と協定を結んだ場合は、それを遵守してください。

### 2 特定建設作業

《特定建設作業》 建設工事のうち著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるものをいう

(騒音規制法・振動規制法第2条第3項)。

《指定地域》 横浜市の区域のうち工業専用地域を除く区域

(昭和61年3月25日;横浜市告示第58号及び第61号)

《政令で定める特定建設作業》 騒音規制法・振動規制法施行令別表第2に定める作業。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く

(騒音規制法・振動規制法施行令第2条)。

### (1) 騒音規制法

### 特定建設作業の種類

別表第2

	特定建設作業の種類	摘
1	くい打機、くい抜機又は くい打機くい抜機を使用 する作業	もんけん(人力)又は圧入式くい打くい抜機を使用する作業並びにくい 打機をアースオーガと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する 作業	
3	さく岩機を使用する作業	ジャイアントブレーカー、ハンドブレーカー、ハンドハンマー(電動ピックを含む)など。作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として 使用する作業を除く。)	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。
5	コンクリートプラント又 はアスファルトプラント を設けて行う作業	混練機の混練量がコンクリートプラントは 0.45 立方メートル以上、アスファルトプラントは 200 キログラム以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する 作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』('97 基準値の低騒音型建設機械)を除き、原動機の定格出力が80 キロワット以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使 用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』(97 基準値の低騒音型建設機械)を除き、原動機の定格出力が70 キロワット以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する 作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』('97 基準値の低騒音型建設機械)を除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。

<sup>※ 『</sup>環境大臣が指定するもの』とは、平成9年9月22日環境庁告示第54号による低騒音型建設機械とみなされるものをいう。

### (2) 振動規制法

### 特定建設作業の種類

別表第2

	特定建設作業の種類	摘       要
1	くい打機、くい抜機又は くい打機くい抜機を使用 する作業	もんけん(人力)、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打く い抜機を使用する作業を除く。
2	鋼球を使用して建築物そ の他の工作物を破壊する 作業	
3	舗装版破砕機を使用 する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。
4	ブレーカー(手持式のも のを除く。)を使用する 作業	ジャイアントブレーカーなど。 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に 係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

### (3) 区域の区分

1 号区域	住居系地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域 工業地域のうち次に掲げる施設の境界線から80メートルの区域 (ア)学校 (イ)保育所 (ウ)病院及び診療所 (エ)図書館 (オ)特別養護者人ホーム (カ)幼保連携型認定こども園
2号区域	工業地域のうち 1 号区域以外の区域

### (4) 規制に関する基準

	区域	騒音規制法	振動規制法	
基	2号区3	特定建設作業の作業場の敷地境界線で 85 デシベルを超えない	特定建設作業の作業場の敷地境界線で 75 デシベルを超えない	
準	域 域			

### 【適用の除外】

特定建設作業が開始した日に終わる作業は、適用の除外になります(騒音・振動規制法施行令第2条)。ただし、数日間隔で1日ずつ作業を行うような場合は、作業開始日に終了する特定建設作業ではなく、連続する作業とみなされるため、規制の対象となります。

	区域	通常の作業	禁止事項※	適用除外	
一日の開始及び終了	1号区域	7 時〜19 時 の時間内	【夜間作業】 19 時~7 時	▲災害その他非常の事態の発生により緊急に行場合  ▲人の生命又は身体に対する危険を防止する場  ▲鉄道又は軌道の正常な運行を確保する場合  ▲道路法第34条の道路占用の許可条件	
	2号区域	6 時〜22 時 の時間内	【夜間作業】 22 時~6 時	▲道路法第35条の協議の条件 ▲道路交通法第77条第3項の道路の使用許可条件 ▲道路交通法第80条第1項の協議の条件	
— 日 の 版	1号 区域	10 時間を超えない	10 時間を超える	▲災害その他非常の事態の発生により緊急に行う 場合	
作業時間	2号 区域	14 時間を超えない	14 時間を超える	場口 ▲人の生命又は身体に対する危険を防止する場合	
作業日数	1号区域	連続して6日を 超えない	連続して6日を 超える	▲災害その他非常の事態の発生により緊急に行う 場合 ▲人の生命又は身体に対する危険を防止する場合	
作業日	1号区域及び2号区域	月曜日〜土曜日(休日を除く)	【日曜日及び休日】	▲災害その他非常の事態の発生により緊急に行う場合  ▲人の生命又は身体に対する危険を防止する場合  ▲鉄道又は軌道の正常な運行を確保する場合  ▲電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事  ▲道路法第34条の道路占用の許可条件  ▲道路法第35条の協議の条件  ▲道路交通法第77条第3項の道路の使用許可条件  ▲道路交通法第80条第1項の協議の条件	

<sup>※</sup>禁止事項とは、改善勧告や改善命令の発動要件です。

### (5) 改善勧告又は改善命令

特定建設作業による騒音又は振動が基準に適合せず、かつ、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、騒音又は振動の防止の方法や作業時間の変更に関する改善勧告や改善命令がなされる場合があります。

### 3 届出要領

横浜市では、特定建設作業の実施の届出について、窓口での届出だけではなく、横浜市電子申請・ 届出システムを利用した届出(以下「電子届出」)を行うことが出来ます。

この手引では、電子届出を行う方法について説明します。

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、次の要領で、騒音 規制法・振動規制法に基づく特定建設作業の実施の届出をしてください。

### (1) 届出対象地域

都市計画法第8条第1項第1号による工業専用地域を除く横浜市全域

#### (2) 届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者

### (3) 届出期限

特定建設作業の開始の日の7日前までです。

※電子届出の審査には3日程度かかりますので、期限まで余裕をもって届出を行ってください。

### (例)

1/26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	31 月	2/1 火	2/2 水	2/3 木
届出日				中7日間				作業
				117 [1]				開始日

#### (4) 届出の添付書類

ア 特定建設作業実施場所における付近の見取図

イ 作業工程表

#### (5) 電子届出の実施方法

ア 電子届出を行うための準備

第二章「1 電子届出を行うための準備」(8~9ページ)をご覧ください。

イ 電子届出の手順

第二章「2 電子届出の手順」(10~23ページ)をご覧ください。

#### (6) その他留意事項

ア 特定建設作業の実施の期間について

期間についてはあらかじめ雨天等を考慮し、余裕をもって設定し、届出してください。 なお、やむをえず当初届出した期間内に終了できない場合には、実施期間の終了の日の翌日 を特定建設作業の開始の日として、新たに特定建設作業の実施の届出を行ってください。 この場合も、届出期限は特定建設作業の開始の日の7日前までです。

### イ 夜間及び日曜日・休日の特定建設作業について

夜間及び日曜日・休日の作業は原則禁止されています。やむを得ず特定建設作業の実施を希望される場合は、必ず事前に担当課へご相談ください。

### ウ その他不明な事項について

特定建設作業実施届出について不明な事項がある場合は、横浜市みどり環境局環境保全部大気・音環境課騒音担当までご相談ください。

「低騒音型建設機械」の指定については、特定建設作業に関する横浜市 WEB ページも併せてご参照ください。同ページには、Excel 形式の工程表ファイルも用意しています。

### 特定建設作業のウェブページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/soon/kisei/tokken/

### 〈問合せ窓口〉

横浜市みどり環境局 環境保全部 大気・音環境課

住所 〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 27 階

Eメール mk-souon@city.yokohama.lg.jp

電話 045-671-2485 FAX 045-550-3923

# 第二章 電子届出の利用について

### 1 電子届出を行うための準備

電子届出を行うためには、下記の手順に沿って、横浜市電子申請・届出システム上で利用者登録を行う必要があります。

(1) 横浜市ホームページのトップ画面から「暮らし・総合」をクリック

横浜市ホームページ (https://www.city.yokohama.lg.jp/)



(2) よく使われる情報の「電子申請」をクリック



(3) 横浜市電子申請・届出システムトップページの右上にある「新規登録」をクリック

### 横浜市電子申請・届出システムトップ画面



(4) 事業者として届出を行う場合は、「事業者として登録する」をクリック



(5) 新規登録画面の指示に従って必要な情報を登録

画面の指示に従い、利用者の新規登録を完了させてください。

#### 利用者新規登録の流れ



横浜市電子申請・届出システムの操作に関して分からないことは、トップ画面の下方にある、「よくあるご質問」をご確認ください。

・ また、サポートセンターでも質問を受け付けているほか、24 時間受付のお問い合わせ用フ |ォームがあります。

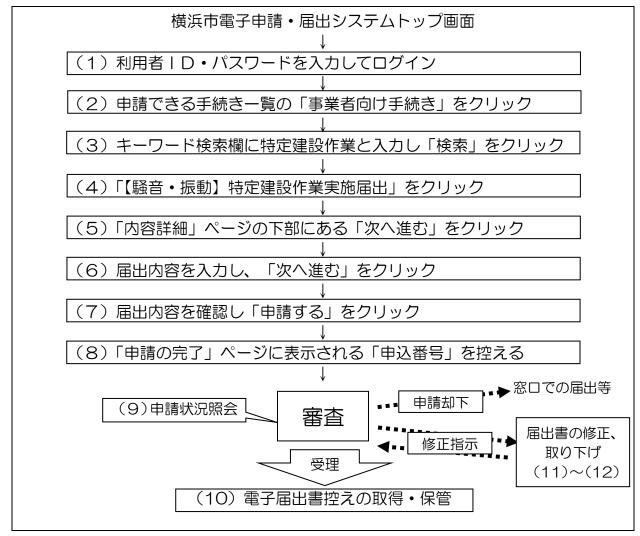
<u>横浜市電子申請・届出システムサポートセンター</u> <u>TEL</u> <u>0120-329-478</u> (平日 9時00分~17時00分)

### 2 電子届出の手順

利用者の新規登録を完了すると電子届出を行えるようになります。その後、申請者・利用者の名称・代表者名・住所等が変更されるまでは、このアカウントで何回でも電子届出ができます。

特定建設作業を電子届出する際は、以下の手順で行ってください。

#### 電子届出の手順フロー



### 【準備するもの】

- 横浜市電子申請・届出システムで取得した<u>利用者 I D (メールアドレス)</u>・パスワード
- 付近の見取り図及び工程表
- その他の書類(必要な場合) ※19ページ参照

- (1)横浜市電子申請・届出システムトップページの右上にある「ログイン」をクリックし、利用者 ID・パスワードを入力してログイン
- (2) 申請できる手続き一覧の「事業者向け手続き」をクリック



- (3) キーワード検索欄に「特定建設作業実施届出」と入力し 検索 をクリック (「騒音」や「振動」でも検索可能です)
- (4)「【騒音・振動】特定建設作業実施届出」をクリック



(5)「内容詳細」ページの下部にある「次へ進む」ボタンをクリック ※電子届出をご利用になる前に、このページの内容をよく確認してください。



### (6) 届出内容を正確に入力する

① 提出日 届出を申請する日を入力してください。

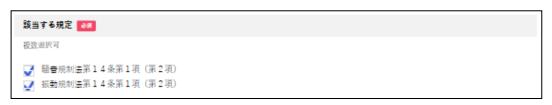


② 届出者(元請事業者)の情報

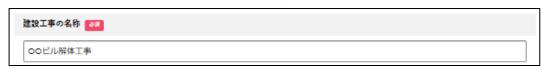
届出者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の役職 及び氏名を入力してください。なお、利用者情報として登録済みの項目は自動で入力 されます。



③ 該当する規定 騒音規制法、振動規制法のうち、該当する規定を選択してください。



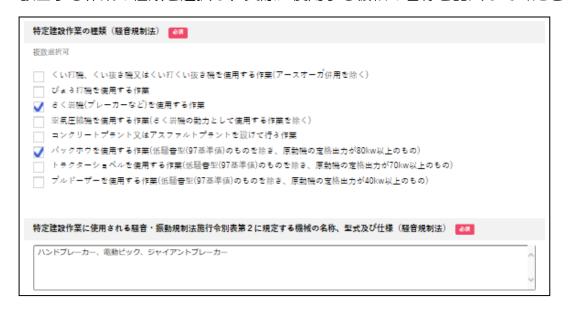
④ 建設工事の名称 建設工事の名称を記入してください(例:〇〇ビル解体工事)。



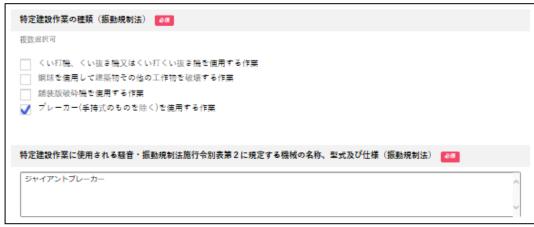
⑤ 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類を記入してください(例:RC造4階建て)。

II.	建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 🔯	
	RC造4階建て	

⑥ 特定建設作業の種類及び特定建設作業に使用される機械の名称(騒音規制法) 3.該当する規定にて騒音規制法を選択すると、「特定建設作業の種類(騒音規制法)」 及び「特定建設作業に使用される機械の名称(騒音規制法)」の項目が表示されます。 該当する作業の種類を選択し、実際に使用する機械の名称を記入してください。



⑦ 特定建設作業の種類及び特定建設作業に使用される機械の名称(振動規制法) 3.該当する規定にて振動規制法を選択すると、「特定建設作業の種類(振動規制法)」 及び「特定建設作業に使用される機械の名称(振動規制法)」の項目が表示されます。 該当する作業の種類を選択し、実際に使用する機械の名称を記入してください。



### 8 特定建設作業の場所

特定建設作業を実施する場所の住所を記入してください。作業の場所が複数ある場合は、すべての住所を記入するか、他〇か所と記入のうえ「付近の見取り図(®参照)」にすべての住所を記載してください。



### 9 特定建設作業の実施の期間と作業日数

特定建設作業の実施の期間と作業日数を記入してください。日曜日及び休日は開始日 及び終了日にすることが出来ません。作業日数は日曜日及び休日を含まない実作業日 数を記入してください。



#### ⑪ 夜間作業の有無

夜間作業の有無を選択してください。夜間作業あり(道路上の工事)を選択する場合は、「添付書類(4):道路使用許可・占用許可に係る書類」(後述)に当該道路工事の道路使用許可・占用許可に係る書類(当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件等が付されたもの)を必ず添付してください。添付書類を特定建設作業開始の7日前までに用意することが難しい場合は、横浜市電子申請・届出システムによる特定建設作業実施届出が行えませんので、お手数ですが窓口にて届出を行ってください。

夜間作業あり(道路上の工事<u>以外</u>)を選択する場合は、「添付書類(3):その他の書類(任意)」(後述)に夜間作業を行わなければならない理由が分かる資料を添付してください。

夜間作業の有無 👸
特定建設作業を夜間に実施することは騒音規制法・振動規制法で原則禁止されています。 通常の工事では「なし」を選択してください。 禁止事項の適用除外に該当する場合は、下記より該当する理由を選択してください。 なお、「あり(道路上の工事)」を選択した場合、道路使用許可・占用許可に係る書類(当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件等が付されたも の)が添付書類として必要になります。添付書類を特定建設作業開始日の7日前までに用意することが難しい場合は、電子申請・届出システムによる特定 建設作業実施届出が行えませんので、お手数ですが窓口にて届出を行ってください。
<ul><li>○ なし</li><li>○ あり(道路上の工事)</li><li>○ あり(鉄道又は軌道の正常な運行の確保)</li><li>○ あり(災害その他非常の事態)</li><li>○ あり(人の生命又は身体に対する危険の防止)</li></ul>

#### ① 特定建設作業の開始及び終了の時刻

特定建設作業の開始及び終了の時刻を記入してください。特定建設作業を実施できる時間帯は、1号区域では7時~19時、2号区域では6~22時です(区域の区分については4ページ参照)。前の項目で夜間作業ありを選択していた場合、「特定建設作業の開始・終了時刻(昼間と夜間の作業時間を併記する場合はこちらに記入)」という記入欄が追加されます。昼間・夜間の両方の時間帯で特定建設作業を実施する場合は、こちらに夜間の開始及び終了時刻を記入してください。夜間作業のみの場合は、通常の記入欄に記入してください。



### ⑫ 作業日

原則、「日・祝日を除く」を選択してください。その他を選択する場合は、必ず事前 に担当課(横浜市みどり環境局大気・音環境課騒音担当。連絡先は7ページ参照)へ ご相談ください。



#### ③ 一日の実働時間

一日の実働時間を記入してください。一日に特定建設作業を実施できる時間は、1号 区域では10時間、2号区域では14時間です(区域の区分については4ページ参照)。

一日の実働時間 ②項	
半角数字で入力して 例)実働時間が8時間の場合、「8」を入力してください。	

### 14 騒音・振動の防止の方法

騒音・振動の防止の方法を選択してください。その他を選択した場合は、具体的な方法も記入してください。



### 15 発注者(施主)の情報

発注者(施主)の情報を記入してください。発注者が事業者の場合は、その代表者の 役職及び氏名も記入してください。



⑩ 届出者の現場責任者の氏名及び連絡先 届出者の現場責任者の氏名及び連絡先を記入してください。

届出者の現場責任者の氏名	
横浜	_Bs
届出者の現場責任者の電話番号(ハイフンなし)	
0456712485	

### ① 下請負人の情報

下請負人が特定建設作業を実施する場合は、「あり」を選択してください。下請負人の 情報欄が表示されるので、当該下請負人の氏名又は名称及び住所、法人にあってはそ の代表者の氏名並びに現場責任者の氏名及び連絡先を記入してください。



#### 18 添付書類

特定建設作業の場所の付近の見取り図及び特定建設作業の工程表を添付してください。その他添付しなければいけない書類がある場合は、その他の書類(任意)に添付してください。

すべての必要事項を入力し、付近の見取り図(必須)、特定建設作業の工程表(必須) 及び必要ならばその他の書類を添付したら「次へ進む」ボタンを押してください。



### <添付書類について>

添付書類	作成要領	備考
付近の 見取図	特定建設作業を実施する <u>場所</u> を明記し、周囲 80m 程度の 範囲で、周辺の建物の状況が 分かるもの	(作成例) 地図に特定建設作業の場所を赤マジックで囲み、スキャナーで読み込み、指定のファイル形式で保存します。解像度は、地図が明確に分かる程度とします。
作業工程表	特定建設作業の種類ごとに作業の日程が分かるもの	Excel 形式の工程表ファイルを用意しています。必要な場合はダウンロードンロードしてご利用ください。(日曜・祝日が除かれているか確認してください)※工程表のダウンロードページは記載例を参照
その他の 書類	入力画面に書きされない場合 の追加書類 禁止事項の適用が除外される 場合の必要資料など(様式は ありません)	<ul> <li>作業現場、下請業者等の入力が多数の場合は、入力画面に「他〇か所」、「他〇社」などと入力し、書ききれなかった内容を記載した資料を添付してください。</li> <li>禁止事項の適用除外である場合は、お手数ですが、問合せ窓口(7ページ参照)まで、電話にて事前の確認をお願いします。</li> </ul>
道路使用 許可・占用許可 に係る書類	警察からの道路使用許可、道 路管理者からの道路占用許可 を受けていることを証明する 書類(当該特定建設作業を夜 間に行うべき旨の条件等が付 されたもの)	夜間作業あり(道路上の工事)を選択した場合は、当該道路工事の 道路使用許可・占用許可に係る書類を必ず添付してください。添付 書類を特定建設作業開始の7日前までに用意することが難しい場 合は、電子申請・届出システムによる特定建設作業実施届出が行え ませんので、お手数ですが窓口にて届出を行ってください。

※ 禁止事項の適用が除外される対象は、「災害その他非常の事態の発生により緊急に行う場合」「鉄道又は 軌道の正常な運航を確保する場合」「道路法・道路交通法の条件に該当する場合」等です。必要書類等の 詳細は窓口までご相談ください。

### 【記載例】

特定建設作業実施場所の付近の見取図



記入上の注意:特定建設作業の実施場所の付近の見取図に、周囲約80mの範囲内にある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定子ども園の位置を図示してください。

### 【記載例】

### 特定建設作業工程表

令和 x 年7月 日 7/2 3 10 17) 18) 22 4 5 6 8 9 11 12 13 14 15 16 19 20 21 作業 曜日 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 金 水 木 準備作業 休止 くい打作業 (アースオーガ併用) ハツリ作業 休止 休止 休止 さく岩機使用 ハンドブレーカー 後片付け作業 1 作業は1日8時間で行います。 備考 2 夜間及び日・祝日は作業を行いません。

作業工程表のダウンロードページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/soon/kisei/tokken/tokken/tokken/soon/kisei/tokken/to

(7) 届出内容を確認し、「申請する」ボタンをクリック ※届出内容を修正する場合は、項目右横の「修正する」ボタンを押してください。



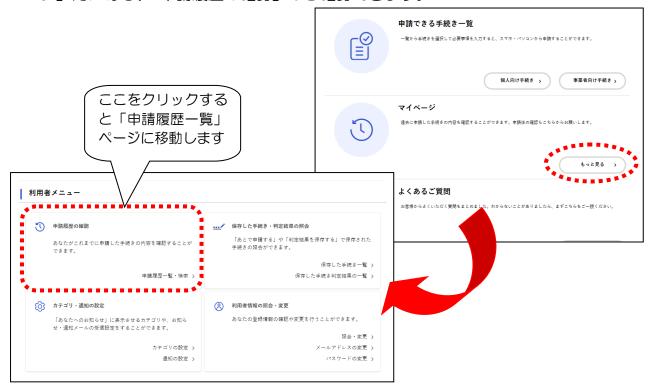
(8)「申請の完了」ページに表示される「申込番号」を控える



### (9) 申請状況照会

### ①申請履歴の確認

送信したデータは、到達後に大気・音環境課で審査し、結果を電子メールで通知します。 今まで申請した届出については、「横浜市電子申請・届出システム」トップページの「マイページ」内にある、「申請履歴の確認」から確認できます。



### ②申請状況の確認

「申請履歴一覧」から、確認したい届出の申込番号の「申請状況」を確認してください。



### <申請状況について>

申請状況	説 明
ア 申請を送信 しました	システムに届出が提出されています。 (再申請した後も同じように表示されます)
イ 申請内容を 確認中です	職員が届出内容を確認中です。
ウ 申請内容を 修正してく ださい	届出内容に不備等が見つかりました。差し戻 し理由を確認の上、修正して再提出してくだ さい。
エ 申請を取り 下げました	次の2通りの状況があります。 1.申請者による取下げが許可されました。(取下げの仕方は「(12)取下げを行いたいとき」参照) 2.職員が申請を却下しました。却下事由を確認してください。
オ 手続きが完 了しました	電子届出書が受理され、手続が完了しました。 ※正式に受理されると、この表示となります。

#### (10) 電子届出書控えの取得・保管

電子届出書が受理されたら、電子届出書控えを取得します。「申請履歴一覧」の該当申込番号をクリックし、「申請内容照会」に移動します。移動したら画面下部の「申請内容をダウンロードする」をクリックします。

届出書がPDF形式で表示されるので、印刷して添付書類とともに保管してください。 ※特定建設作業の開始予定日の前日までには必ず取得するようにしてください。

また、取得した電子届出書控えは特定建設作業が終了するまで必ず保管してください。



### (11) 修正を行いたいとき

「申請履歴一覧」((9)参照)の申請状況が「申請内容を修正してください」と表示されている 届出をクリックし、「申請内容照会」に移動します。申請状況欄に書かれた差し戻し理由を 確認のうえ、画面下部の「申請内容を修正する」をクリックします。「内容詳細」画面((5) 参照)が表示されるので、(5)~(8)と同様の手順で修正作業を行ってください。

### (12) 取下げを行いたいとき

「申請履歴一覧」の取り下げを行いたい届出の申込番号をクリックし、「申請内容照会」に 移動します。移動したら画面下部の「この申請を取り下げる」をクリックします。



# 騒音・振動の大きさのめやす

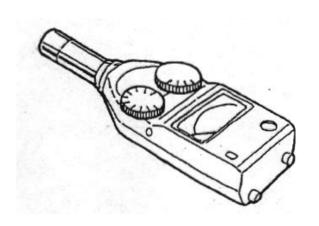
	デシベル	騒音の大きさのめやす		
	110	ディーゼルパイルハンマー		
騒	100	ドロップハンマー 大型ブレーカー(油圧式)		
	90	さく岩機(空気式) 振動パイルドライバー ブルドーザー		
	80	バックホウ トラクターショベル エアーコンプレッサー		
	70	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭		
音	60	静かな乗用車普通の会話		
	50	静かな事務所		
	40	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の夜		

	デシベル	振動の大きさのめやす		
振	— 85 —	ディーゼルハンマー 家屋の振動が激しく、すわり の悪い花瓶などが倒れる	M. T.	
	— 85 — — 75 —	ドロップハンマー 振動パイルドライバー 家具が揺れ、戸、障子がガタ ガタと鳴動する		
	, .	ブレーカー(除く手持式) 戸、障子がわずかに動くのが わかる	The state of the s	
動	— 65 —	静止している人や特に地震に 注意深い人だけが感じる程度		
	— 55 —	人体に感じないで地震計に記 録される程度		

### 騒音計・振動計の貸出しについて

横浜市では公害防止等を目的として自主的に騒音測定・振動測定を行う方々のために騒音計・振動計の貸出しを行っていますのでご利用ください。

操作方法等は分かりやすく説明しますので、ご希望の方は下記まで予約の申込みをしてください。



〈予約・問合せ、貸出窓口〉 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階 横浜市みどり環境局 大気・音環境課 騒音担当 電話 (045)671-2485 FAX (045)550-3923

騒音計・振動計貸出のウェブページ

http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/shindou/souonkei/

